

民主主義科学者協会法律部会機関誌（年報）『法の科学』投稿規程

（目的）

第1条 この規程は、民主主義科学者協会法律部会が年1回発行する機関誌『法の科学』への投稿に関して必要な事項を定め、『法の科学』の質的充実を図ることを目的とする。

（投稿資格）

第2条 投稿資格を有する者は、民主主義科学者協会法律部会の会員のみとする。

（投稿できる原稿の種類）

第3条 投稿できる原稿（以下「投稿原稿」という。）は、民主主義法学の発展に寄与する研究論文であって、未だ発表されていないものに限る。既に発表された論文との重複の割合が大きい論文は、投稿原稿としない。

（投稿原稿の書字方向、字数）

第4条 投稿原稿は、横書きとし、注及び引用文献を含めて1万6000字以内（『法の科学』14頁分）とする。

2 図表については、適宜字数に換算したうえで、前項に定める分量の範囲内に収まるように作成するものとする。

（投稿原稿の提出）

第5条 投稿原稿の著者（以下「著者」という。）は、投稿原稿をマイクロソフト・ワード、一太郎その他のワード・プロセッサ・ソフトウェアで作成するものとする。ただし、投稿原稿には、表題だけを記載し、自らの氏名を記載してはならない。

2 著者は、投稿原稿とは別に、つぎに掲げる事項を記載した投稿原稿用表紙を作成しなければならない。投稿原稿用表紙は、マイクロソフト・ワード、一太郎その他のワード・プロセッサ・ソフトウェアで作成するものとする。

（1）著者の氏名及びふりがな並びに著者の所属

（2）投稿原稿の和文題名及び欧文題名並びに投稿原稿の分量

（3）投稿原稿の和文キーワード及び欧文キーワード

（4）民主主義科学者協会法律部会機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という。）及び出版社が、投稿の採否の通知、校正刷等の送付その他必要な連絡をすることができる著者の住所、電話番号、ファックス番号及び電子メール・アドレス

3 著者は、投稿原稿及び投稿原稿用表紙の電子ファイルを編集委員会が定める電子メール・アドレス宛に送信するか、又は、当該電子ファイルを保存した電子媒体（フロッピー・ディスク、コンパクト・ディスク、USBメモリー等）を編集委員会が定める宛先に

郵送するか、のいずれかの方法によって投稿するものとする。

(公示及び原稿受理日)

第 6 条 編集委員会は、掲載号ごとに、投稿原稿の様式、投稿の締切日、投稿の宛先等を定め、民主主義科学者協会法律部会会報においてこれを公示する。

2 電子メールの方法による投稿の場合には送信日を、電子媒体の郵送による投稿の場合には消印日をもって投稿原稿の受理日とする。

(投稿原稿の採否の決定)

第 7 条 編集委員会は、受理した投稿原稿が第 2 条から第 6 条までに定める投稿の要件に適合しているかどうかを直ちに審査し、これらの要件に適合していることを確認したときは、当該投稿原稿を速やかに査読に付さなければならない。

2 査読は、民主主義科学者協会法律部会理事会が定める査読要領に従って行う。

3 編集委員会は、査読の結果に基づいて投稿の採否の決定を行い、著者にこれを通知しなければならない。

(著者による校正)

第 8 条 著者は、投稿原稿の初校についてのみ校正を行うことができる。著者は、誤植程度の誤りを訂正するものとし、文章、図表等を大幅に訂正したり、又は、変更したりしてはならない。

(附則)

この規程は 2011 年 11 月 26 日より施行し、機関誌『法の科学』第 43 号の編集から適用する。

民主主義科学者協会法律部会査読要領

民主主義科学者協会法律部会機関誌（年報）『法の科学』投稿規程第7条第2項に基づいて民主主義科学者協会法律部会査読要領をつぎのように定める。

1. 査読の目的および対象

民主主義科学者協会法律部会機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という。）は、機関誌（年報）『法の科学』（以下「機関誌」という。）の質的充実を図るため、この要領にしたがって、投稿された原稿（以下「投稿原稿」という。）につき査読を行う。

2. 査読手続

- (1) 編集委員会は、民主主義科学者協会法律部会機関誌（年報）『法の科学』投稿規程（以下「投稿規程」という。）第7条第1項に基づいて、投稿原稿が投稿規程の要件に適合するかどうかを審査する。
- (2) 編集委員会は、投稿規程の要件に適合すると確認された投稿原稿1件につき2名の会員に査読を委嘱し、査読を受任した会員（以下「査読員」という。）に匿名処理した投稿原稿、査読要領及び査読結果票（査読員が評価、判定及び理由を記載する票をいう。）を送付する。
- (3) 査読を委嘱された会員は、査読を受任できない特段の事情がある場合には、直ちに編集委員会にその旨を連絡しなければならない。
- (4) 査読員は、この要領の第3項に定める査読の評価基準にしたがって評価及び判定を行い、投稿原稿を受領した日より3週間以内に、査読結果票を編集委員会に返送しなければならない。
- (5) 編集委員会は、査読員両名の判定が一致する場合にはこれを編集委員会の決定とし、一致しない場合には、協議の上、「採用」、「不採用」又は「補正の上再審査」のいずれかの決定を行う。編集委員会は、決定の後、速やかに査読員に編集委員会の決定を通知し、査読員不一致にかかる決定については、理由を付して通知するものとする。
- (6) 編集委員会は、採否の決定を著者に通知する。「不採用」の決定については、理由を付して通知するものとする。
- (7) 編集委員会は、「補正の上再審査」の決定の通知をする場合には、補正の内容、補正期間等を教示する。
- (8) 補正期間内に補正された投稿原稿（以下「補正投稿原稿」という。）が提出されたときは、編集委員会は、再審査を行わなければならない。再審査にあたっては、本項(2)から(6)までの定めを準用する。ただし、当初の査読をした査読員に補正投稿原稿の査読を再び委嘱するものとし、補正投稿原稿に関する決定は、「採用」又は「不採用」のいずれかとする。

3. 査読の評価基準及び判定

(1) 査読員は、つぎに掲げる基準にしたがって、投稿原稿が、機関誌掲載にふさわしい水準の研究論文であるかどうかを総合評価し、「採用」、「不採用」又は「補正の上再審査」のいずれかの判定を行う。

① 内容について 論旨の明確性、内容の独創性、方法の妥当性、資料の信頼性等。

② 表現について 表題、文献引用、用語、注、図表の適切性等。

(2) 査読員は、「不採用」の判定を行う場合には、その理由を明記しなければならない。「補正の上再審査」の判定を行う場合には、補正が必要な内容を明記しなければならない。

(3) 査読員は、補正投稿原稿を査読する場合には、必要な補正が施されたかどうかを確認するとともに、(1)の定めにしたがって補正投稿原稿が、機関誌掲載にふさわしい水準の研究論文であるかどうかを総合評価し、「採用」又は「不採用」のいずれかの判定を行う。

4. 施行日

この規程は2011年11月26日より施行し、機関誌『法の科学』第43号の編集から適用する。